

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第5区分
 【発行日】令和5年7月10日(2023.7.10)

【国際公開番号】WO2023/007760
 【出願番号】特願2022-520159(P2022-520159)
 【国際特許分類】
B 6 2 H 1/04(2006.01)
 【FI】
 B 6 2 H 1/04

10

【手続補正書】
 【提出日】令和4年3月28日(2022.3.28)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【特許請求の範囲】

【請求項1】

20

(削除)

【請求項2】

(削除)

【請求項3】

少なくとも一对の側壁部を有する支持部材と、
 自転車の車輪の軸の端部を支える軸支部と前記側壁部の上縁に係合する支持部材係合部とを有する一对の軸支部材と、
 前記軸支部の内径より大きな外径を有し、前記軸の端部に螺合されるナット部材を備えた、自転車用スタンド。

【請求項4】

30

少なくとも一对の側壁部を有する支持部材と、
 自転車の車輪の軸の端部を支える軸支部と前記側壁部の上縁に係合する支持部材係合部とを有する一对の軸支部材とを備え、
 前記軸支部材は、前記自転車の一部の左右両側に係合する鉤形状の自転車係合部を有する、自転車用スタンド。

【請求項5】

前記一对の側壁部の互いの距離は、前記上縁の間が下端の間よりも狭く、前記一对の軸支部材は、前記支持部材係合部が幅方向に傾斜している、請求項3または4に記載の自転車用スタンド。

【請求項6】

40

前記自転車係合部には、垂直方向のリブが形成されている、請求項4に記載の自転車用スタンド。

【請求項7】

前記支持部材係合部には、前記上縁に差し込まれる溝が形成され、前記溝は、前記軸支部材の長手方向に延在する、
 請求項3から6のいずれか一項に記載の自転車用スタンド。

【請求項8】

前記支持部材に係合し、前記一对の側壁部の相対的な位置を固定する固定部材をさらに備えた、請求項3から7のいずれか一項に記載の自転車用スタンド。

【請求項9】

50

前記固定部材が、前記一对の軸支部材と連結されている、請求項 8 に記載の自転車用スタンド。

【請求項 10】

前記支持部材が、ダンボール部材である、請求項 3 から 9 のいずれか一項に記載の自転車用スタンド。

【請求項 11】

前記支持部材は、前記側壁部の上縁に、前記軸支部に嵌合するための切り欠きを備えた、請求項 1 から 10 のいずれか一項に記載の自転車用スタンド。

【請求項 12】

前記支持部材の歪みを防ぐために支持部材の底部にはめ込んで組み立てられる補強部材を備える、請求項 3 から 11 のいずれか一項に記載の自転車用スタンド。 10

【請求項 13】

前記補強部材は、ダンボールであって、使用前は矩形を成し、使用する際には、延在方向の両端を側端部方向に伸びる角柱形状に隆起させ、両側端部を立てて起こして組み立てられる、請求項 12 に記載の自転車用スタンド。

【請求項 14】

前記補強部材は、底面部に切り込みにより設けられた台形状の爪部材を前記角柱形状の部材に設けられた方形穴に差し込んで組み立てられる、請求項 13 に記載の自転車用スタンド。

【請求項 15】

前記補強部材は、前記角柱形状の部材に第二の方形穴を有し、前記支持部材は、切り込みにより設けられた第二の台形状の爪部を有し、前記第二の台形状の爪部が前記第二の方形穴に係合して係合部を形成する、請求項 13 または 14 のいずれか一項に記載の自転車用スタンド。 20

【請求項 16】

前記支持部材は、右側壁部及び左側壁部が底部を介して互いに平行に折り曲げられて成る基部材と、前記右側壁部及び前記左側壁部に対し直交する前側部材及び後ろ側部材と組み合わせられて成る、請求項 10 に記載の自転車用スタンド。

【請求項 17】

前記支持部材の歪みを防ぐために支持部材の左右側壁部に前面から係合する補強部材を備える、請求項 3 から 11 のいずれか一項に記載の自転車用スタンド。 30

【請求項 18】

前記補強部材は一枚の板状部材を水平方向の折り線で V 字状に折って構成され、この折り線部分を通るスリットにより前記支持部材に対して係合する、請求項 17 に記載の自転車用スタンド。

【請求項 19】

前記支持部材は、前記自転車が梱包されていた包装体の一部である、請求項 3 から 18 のいずれか一項に記載の自転車用スタンド。 40